

プール学院大学短期大学部試験及び成績評価に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、プール学院大学短期大学部学則第22条第2項及び第23条第3項の規定に基づき、試験及び成績評価に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 成績評価

(成績評価)

第2条 授業科目の成績評価は試験等によって総合的に行い、100点を満点とし、60点以上を合格点とする。合格点は、S(100～90)、A(89～80)、B(79～70)、C(69～60)の4段階にわけらる。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が特に認める科目においては、P(合格)または、F(不合格)をもって評価することができる。
- 3 出席回数が全授業回数原則として3分の2に満たない者は、不合格(0点)とする。

第3章 期末試験

(日時、時間割)

第3条 期末試験は学期の最終授業週の翌週に行うことを原則とするが、その日時、時間割はその都度発表する。

(諸注意)

第4条 受験に関する諸注意は、その都度定める。

第4章 追試験

(対象者)

第5条 追試験は次の各号の理由によって、期末試験を受けることができない者を対象とする。ただし、原則として学生はその理由を該当の試験前に事務室・教務課に届け出なければならない。

- (1) 病気の場合
- (2) 忌引の場合 *忌引の日数についての詳細は別途定める
- (3) 就職試験と重なり、やむを得ない場合
- (4) 教育実習
- (5) 交通機関事故の場合
- (6) 災害などに遭遇したとき

2 上記以外の理由によっても、教授会が承認するならば受験できる。

(受験手続)

第6条 追試験受験希望者は、指定の期間に所定の追試験受験願書に必要書類(教務課が指定する期末試験の欠席理由を証明する書類を含む)を添付して事務室・教務課に提出しなければならない。

(追試験料)

第7条 追試験料は無料とする。

(試験方法)

第8条 追試験方法は、科目担当者が決定する。

(成績評価)

第9条 追試験の点数は原則として得点の90%とした上で、総合的に成績を評価するものとする。

(日時、時間割)

第10条 追試験の日時、時間割その他の連絡事項はその都度発表する。

(受験資格)

第11条 正当な理由なくして期末試験を受けなかった場合は、追試験受験資格はないものとする。

第5章 再試験

(実施科目)

第12条 再試験は成績評価が不合格(59点以下)になった科目に対して実施する場合がある。

2 再試験を実施する科目に関してはその都度発表する。

3 成績評価が0点の科目は再試験は行わない。

4 ただし、本学が実施する学生支援を目的とする特別プログラムの対象学生等、特に教育的配慮を要する学生については、前項にかかわらず、別途定める規程に基づいて再試験を行う場合がある。

(受験手続き)

第13条 再試験受験希望者は、受験料分の証紙を所定の受験願書に貼付のうえ事務室・教務課に提出しなければならない。

2 受験できる科目は、原則として5科目以内とする。

(再試験料)

第14条 再試験料は別に定める。

(再試験方法)

第15条 再試験方法は、科目担当者が決定する。

(成績評価)

第16条 再試験を受験した場合の成績評価は合格(60点 C)または不合格(F)とする。

(日時、時間割)

第17条 再試験の日時、時間割その他の連絡事項はその都度発表する。

第6章 不正行為

(不正行為)

第18条 試験における不正行為とは次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 代人による受験
- (2) カンニングペーパー等の使用, 他の受験者の答案等を見る等の行為
- (3) 使用が許可された参考書等の貸借
- (4) 使用が許可されていない参考書・電子機器その他の物品の使用
- (5) 言語・動作・電子機器等による連絡行為
- (6) その他試験監督者が不正行為と認めたとき

2 試験中に不正行為を行った学生は, 不正行為の事実確認の上, 当該科目を失格とし, その氏名を公示する。

第7章 レポート

(レポート)

第19条 レポートに関する規定は, 期末試験及び再試験に関する規定に準ずる。

- 2 レポートは授業担当教員に提出しなければならない。
- 3 レポートにおける剽窃は不正行為とみなし, 前条第2項を適用する。

第8章 雑則

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は短期大学教授会の議を経て, 常務理事会の承認により短期大学部学長が行うものとする。

附 則

この規程は, 1996(平成8)年4月1日から施行する。これにともない従来の試験規程は, 同年3月31日をもって無効となる。

附 則

この規程は, 2000(平成12)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は, 2001(平成13)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は, 2002(平成14)年4月1日から施行する。

附 則

この規定は, 2005(平成17)年7月1日から施行する。

附 則

この規定は, 2005(平成17)年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010（平成22）年4月1日から施行する。ただし、第12条第4項については同年1月27日から施行する。また、第2条第1項及び第16条については、2009（平成21）年度以前の入学者には、旧規定を適用する。

附 則

この規程は、2011（平成23）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第16条については、2012（平成24）年度以前の入学者には、旧規程を適用する。

附 則

この規程は、2014（平成26）年4月1日から施行する。